

大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）

——奈良時代における家族構成の戸別的研究（五）——

高 島 正 人

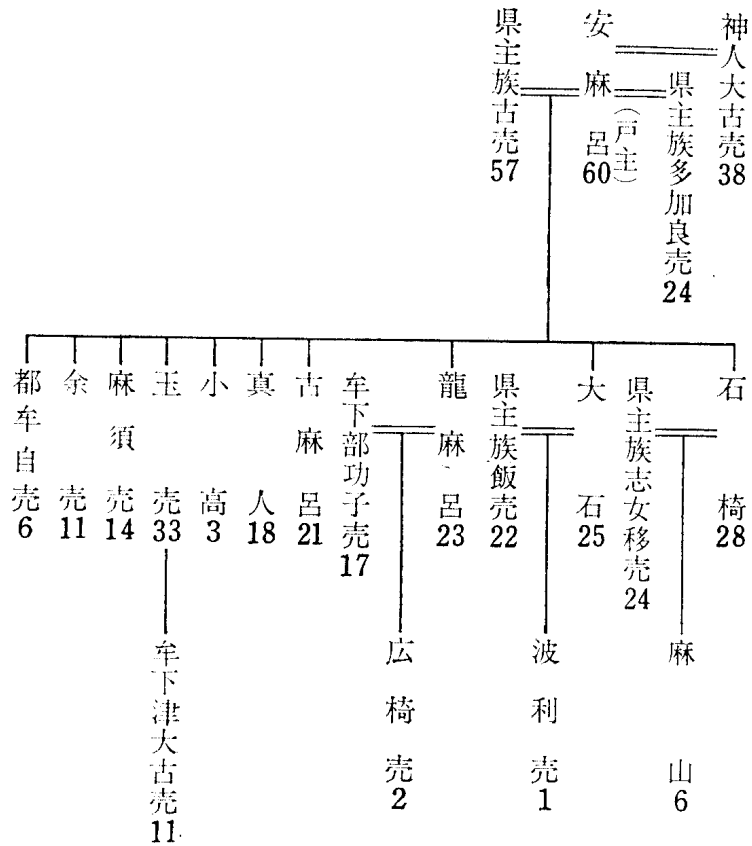
はじめに

前々稿（本誌25号）においては、大宝2年美濃国春部里戸籍、前稿（本誌27号）では同栗栖田里戸籍をとりあげたので、本稿ならびに続稿では同国半布里戸籍の戸について考察することにした。

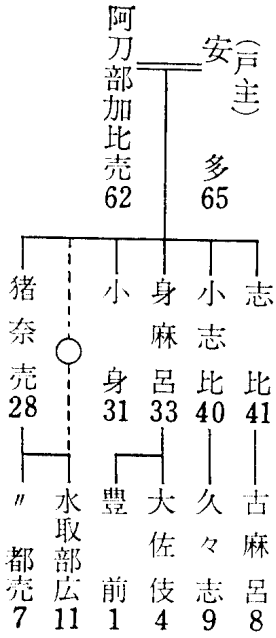
ただこの半布里戸籍は、断簡ながら見戸54戸を数え、本誌の紙数制限から本稿には同里戸籍の全戸を収めることができない。そこで本稿には、半布里54戸のうち戸の創立年次が庚寅年ないし大宝2年と推定され、庚午年には遡り得ない戸のみをとりあげることにした。ほぼ庚寅年と推定できる戸主県主族安麻呂の戸以下20戸と、庚寅年と想像されるが大宝2年の新立戸の可能性も高い戸主穂積部安倍の戸以下の6戸、合計26戸である。他の28戸は、機会を得て次稿以下でとりあげることにしたい。

例によって、まず各戸の家族構成を図示しよう。

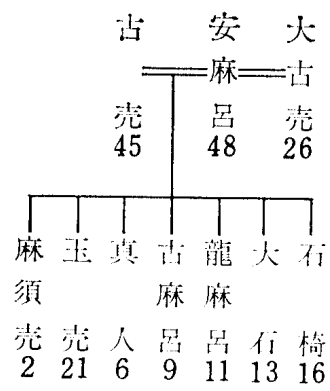
A 戸主 県主族安麻呂の戸（大日本古文書一五九）



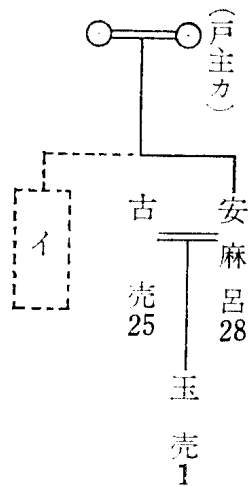
B 戸主 県主族安多の戸（前掲書一七二）



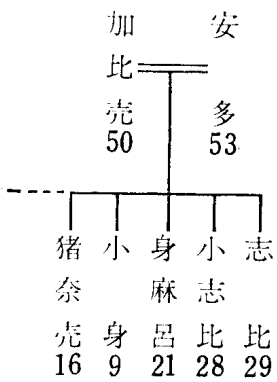
A' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



A'' 同上 庚午年籍復原仮想系図



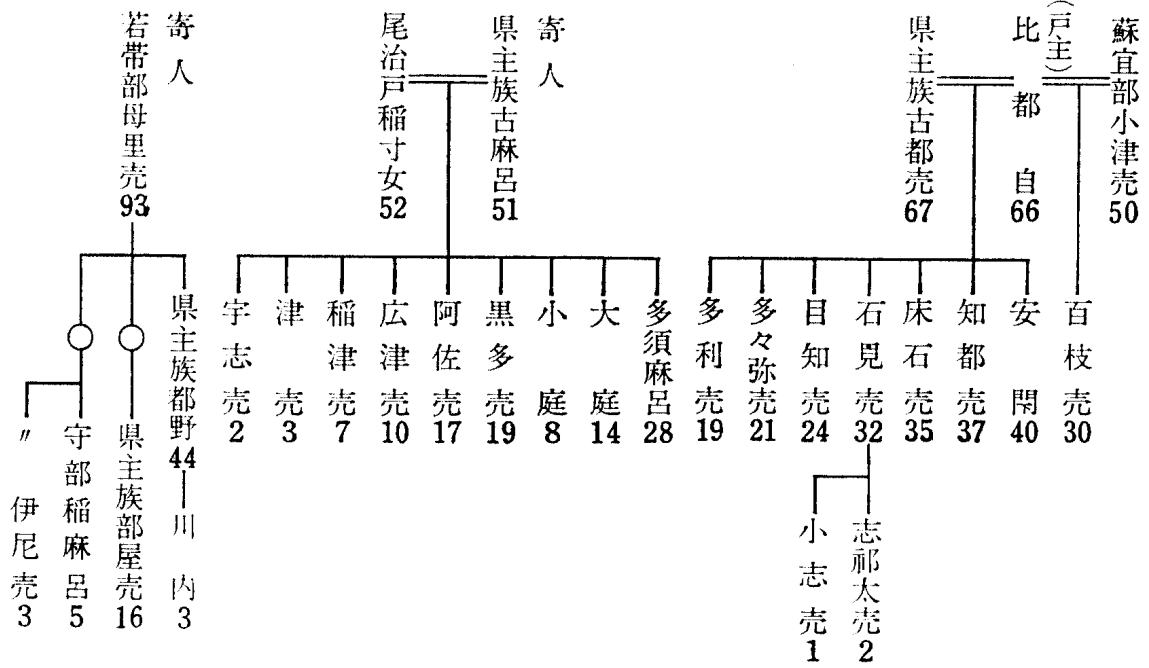
B' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



大宝二年御野国半布里戸籍の分析 (上)

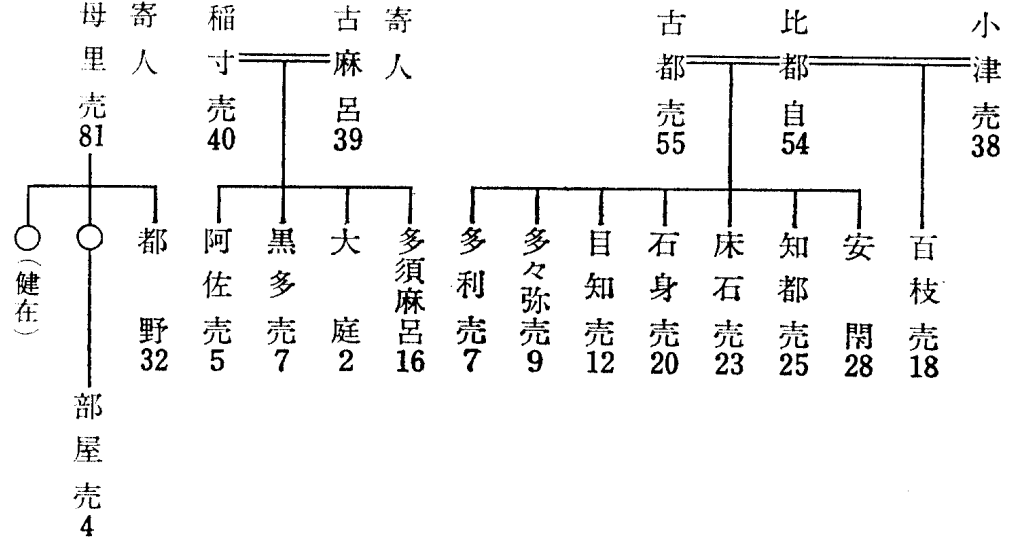
C

戸主 県主族比都自の戸 (前掲書一一六六)

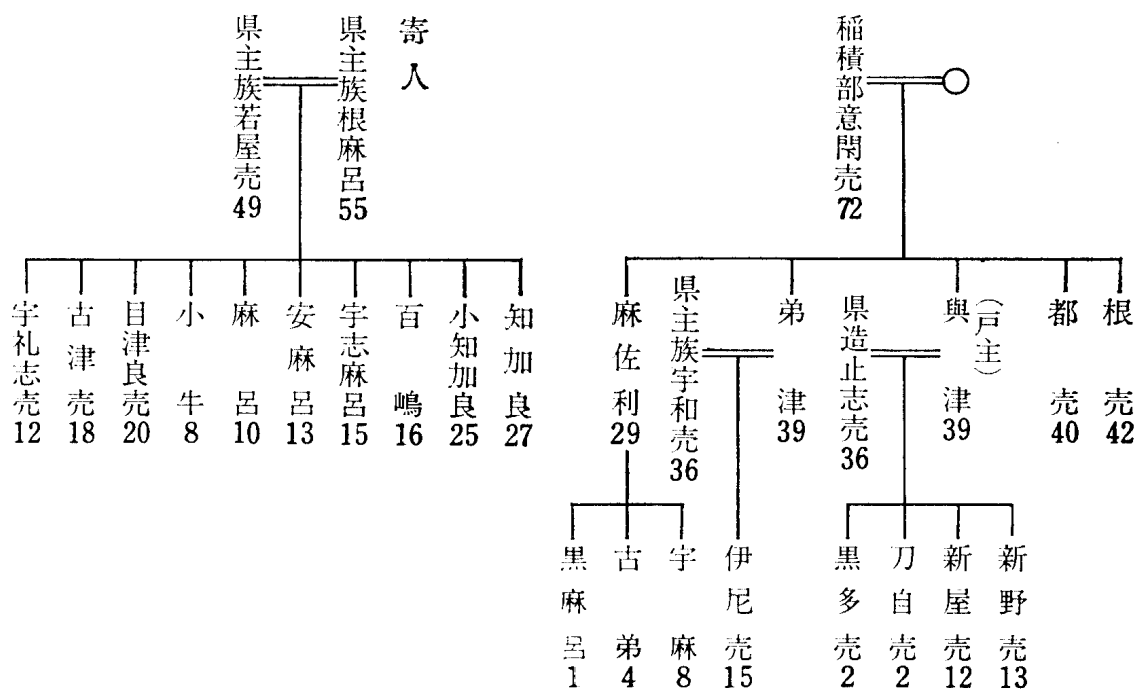


C'

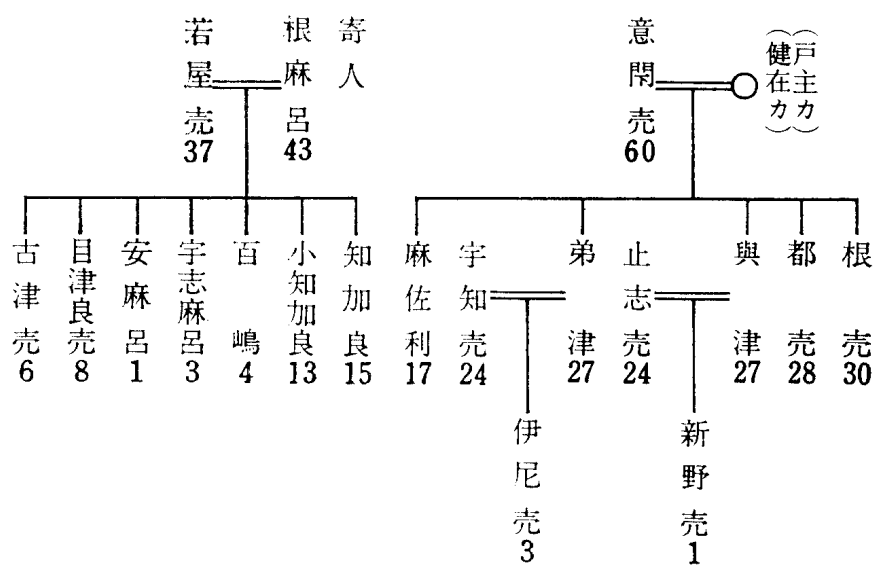
同上 庚寅年籍復原仮想系図



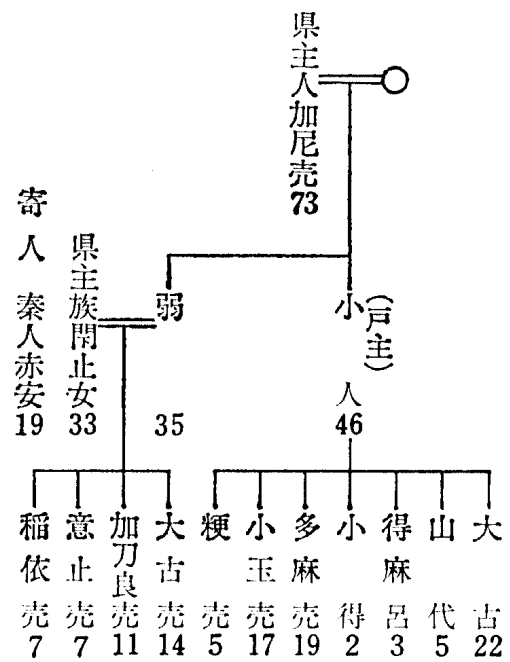
D 戸主 県主族與津の戸（前掲書一六七）



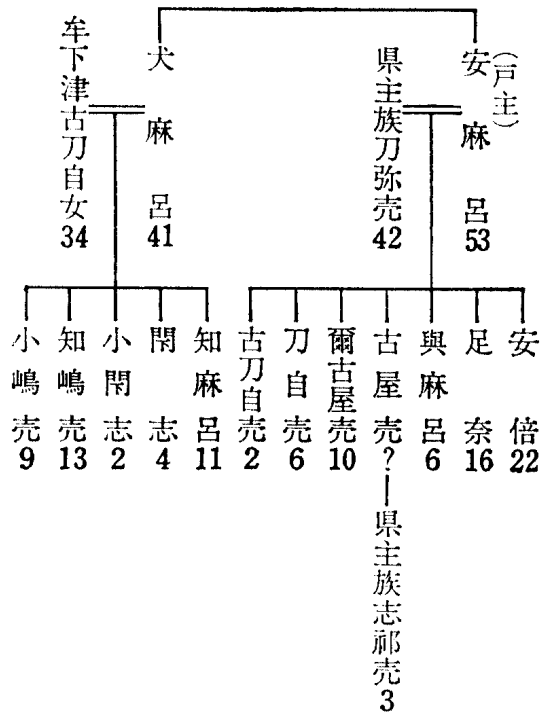
D' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



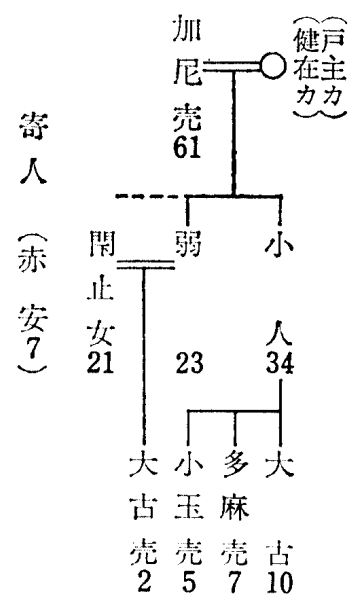
E 戸主 神人小人の戸（前掲書一一八二）



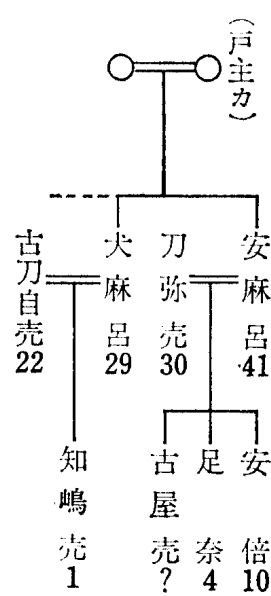
F 戸主 県主族安麻呂の戸（前掲書一一六一）



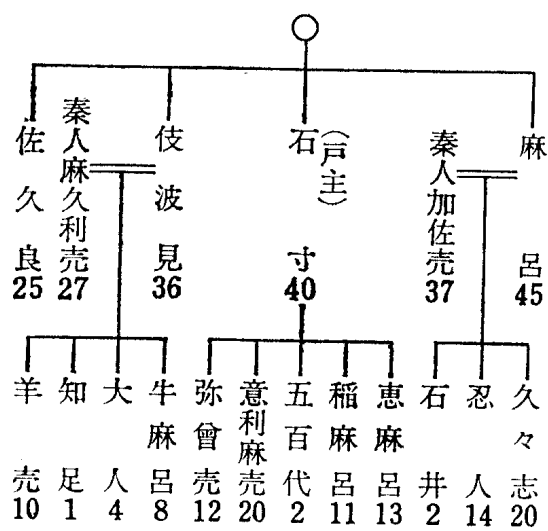
E' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



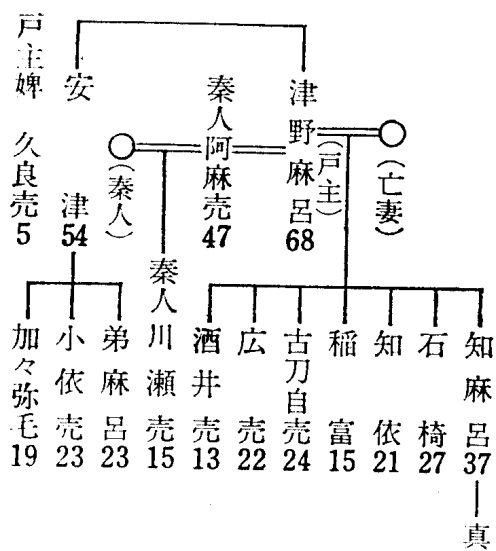
F' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



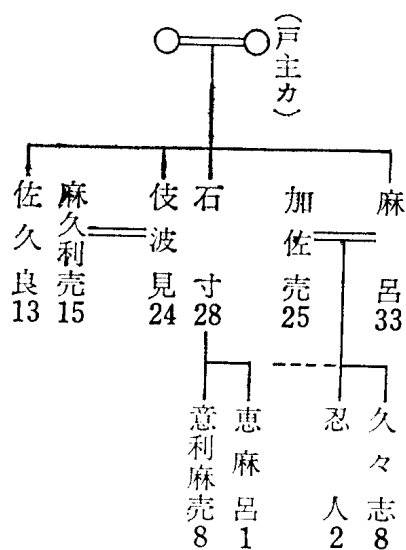
G 戸主 秦人石寸の戸（前掲書一―八三）



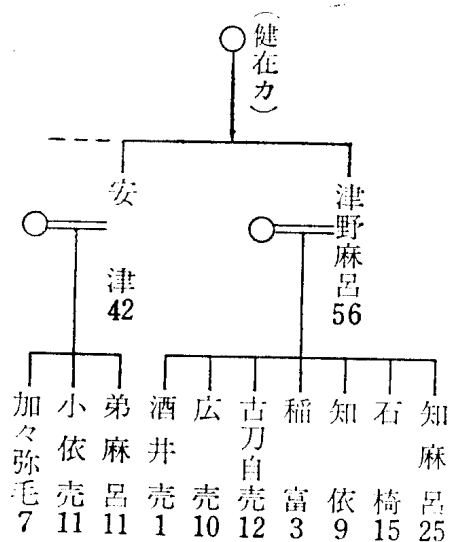
H 戸主 生部津野麻呂の戸（前掲書一―七五）



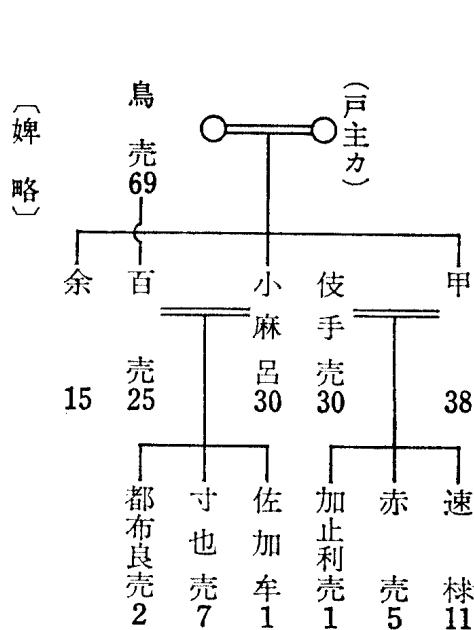
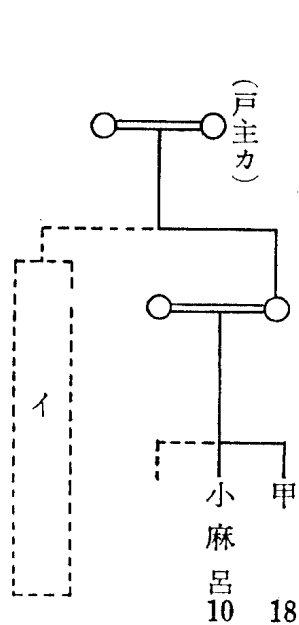
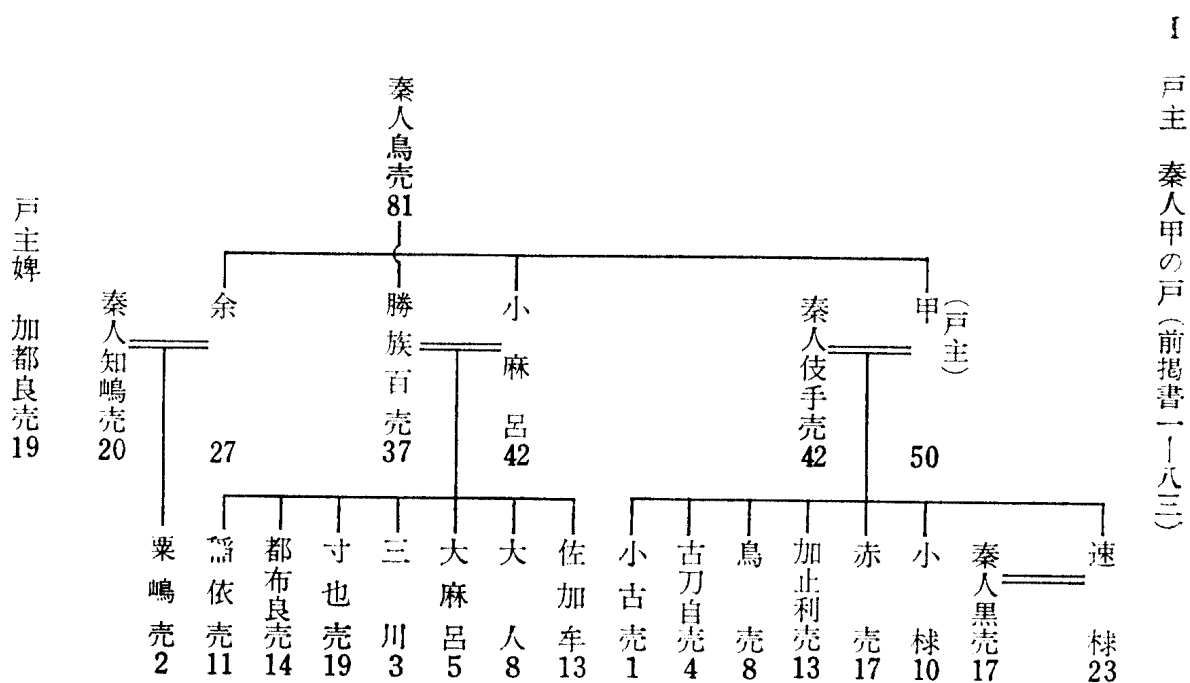
G' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



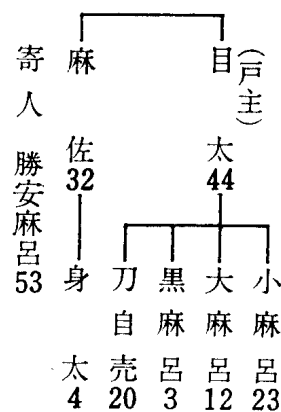
H' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



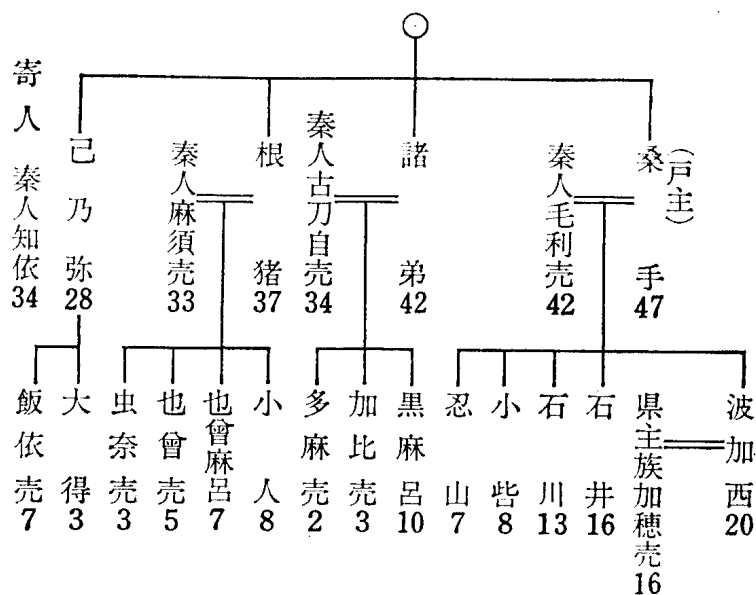
大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）



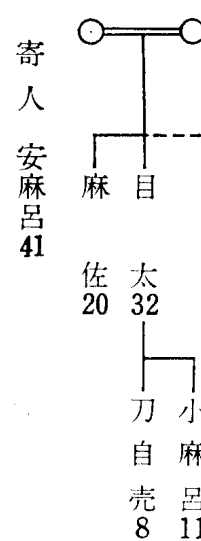
J 戸主 敢臣族岸臣目太の戸（前掲書一一九二）



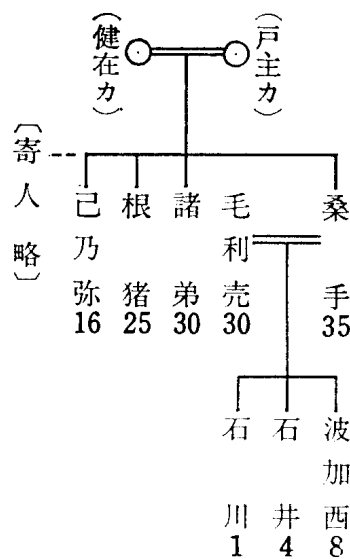
K 戸主 秦人桑手の戸（前掲書一一九三）



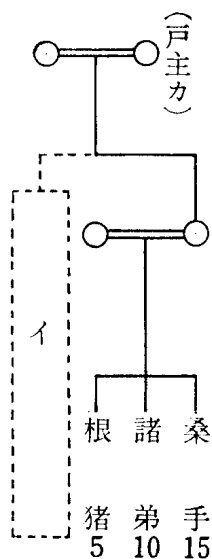
J' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



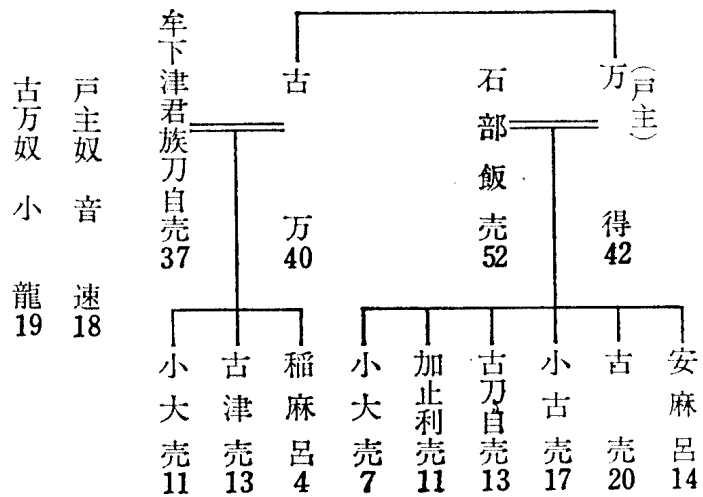
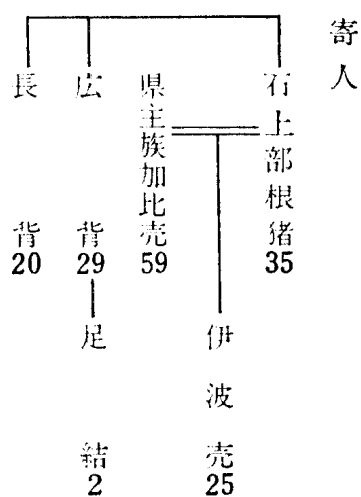
K' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



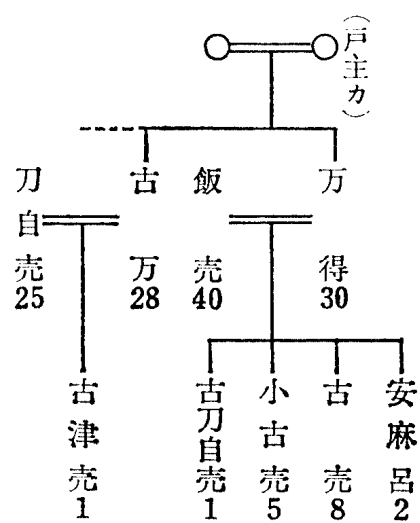
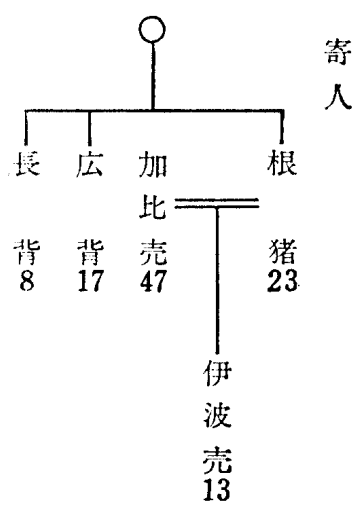
K'' 同上 庚午年籍復原仮想系図



大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）

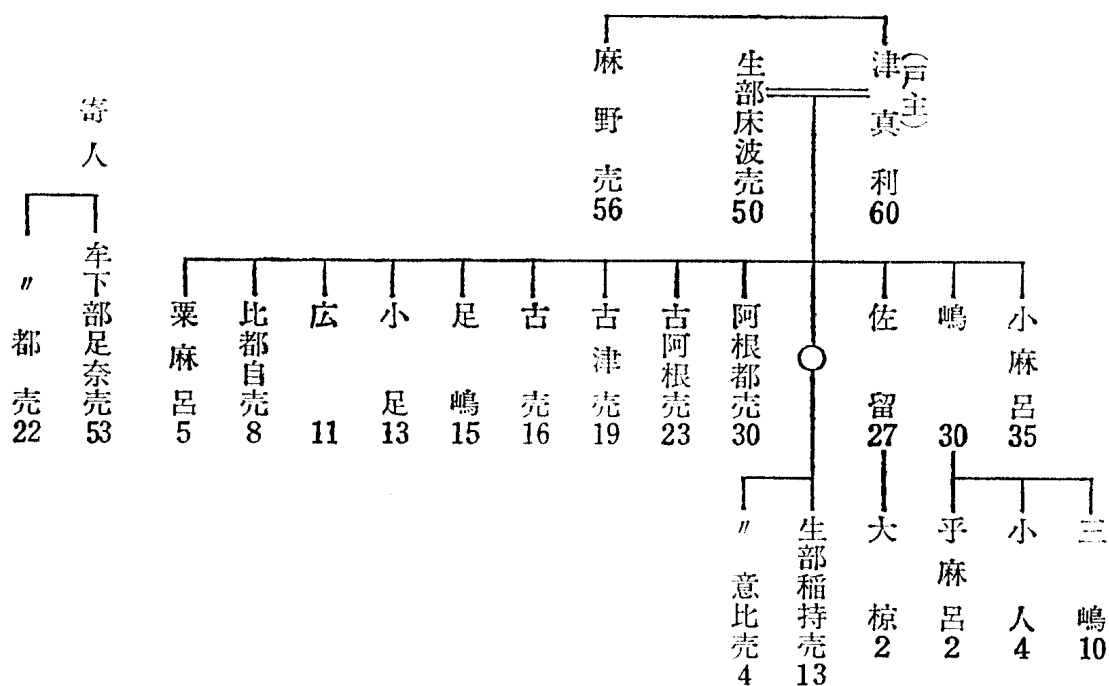


L 戸主 県主万得の戸（前掲書二一六五）

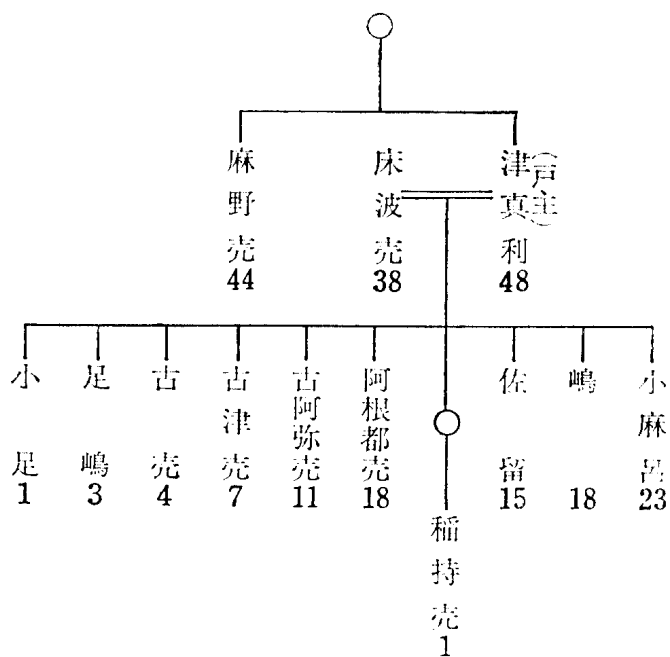


L' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

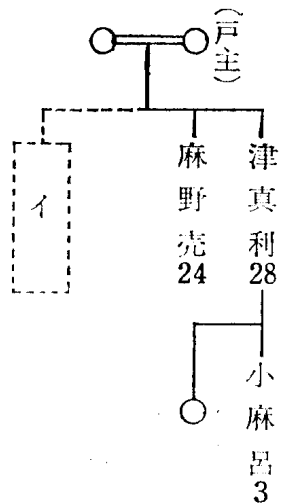
M 戸主 県主族津真利の戸(前掲書一六二)



M' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

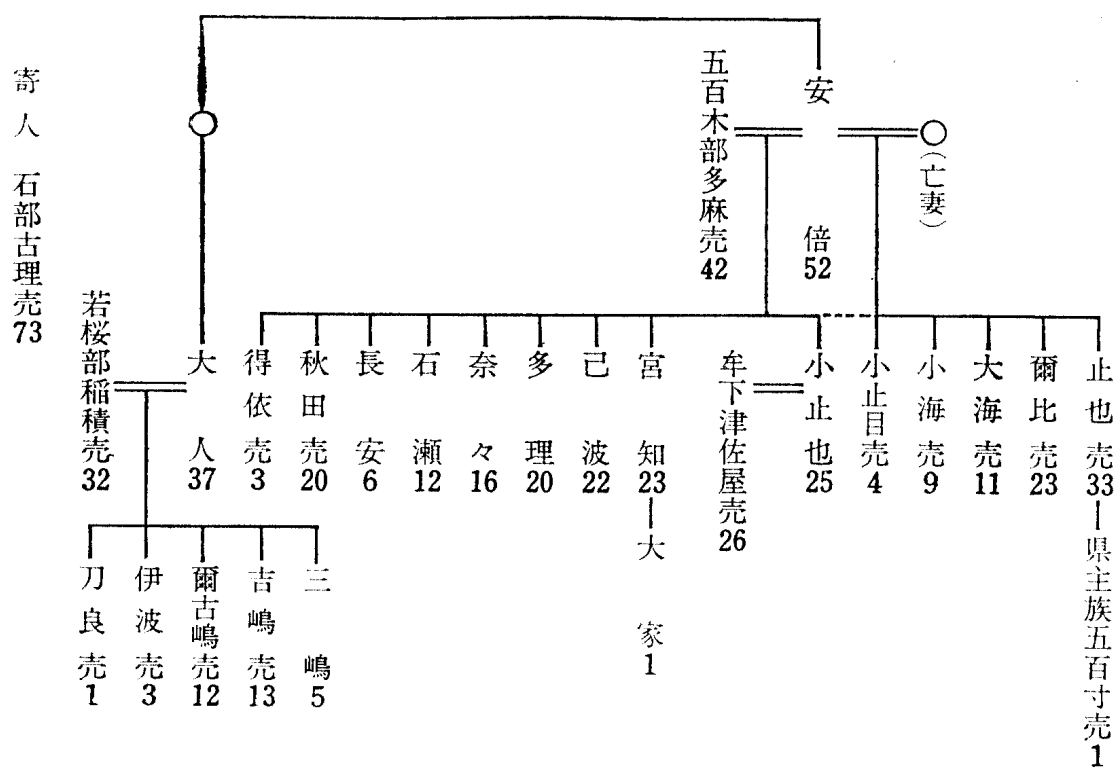


M'' 同上 庚午年籍復原仮想系図

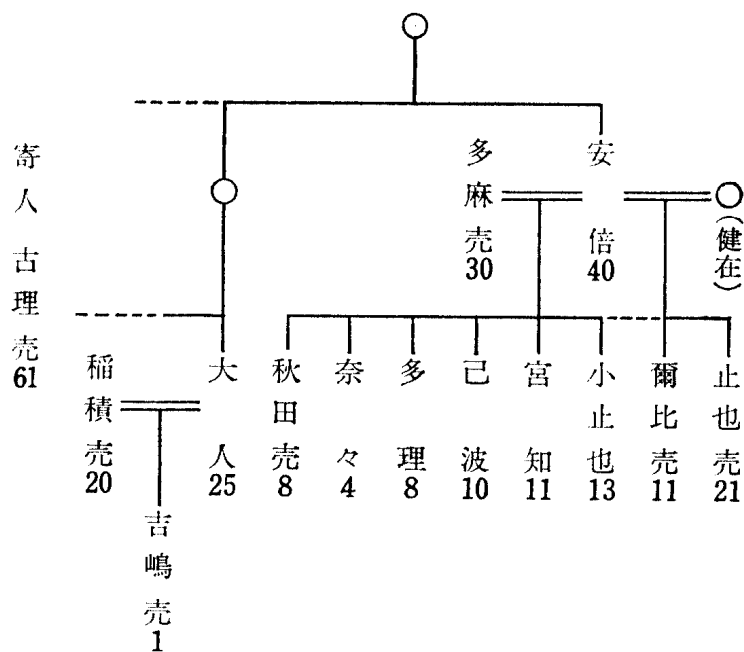


大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）

N 戸主 県主族安倍の戸（前掲書一八〇）

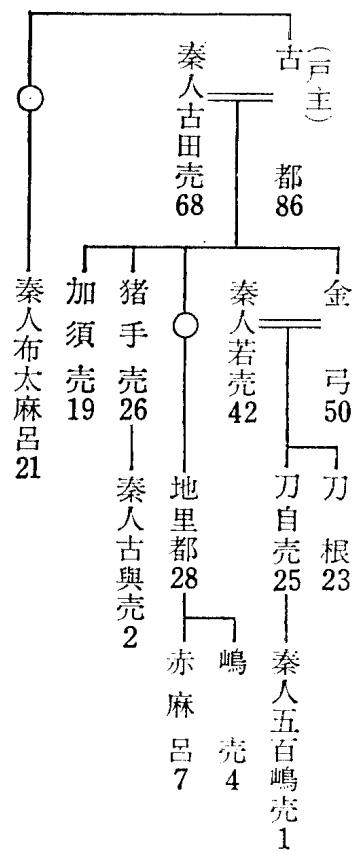


N' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



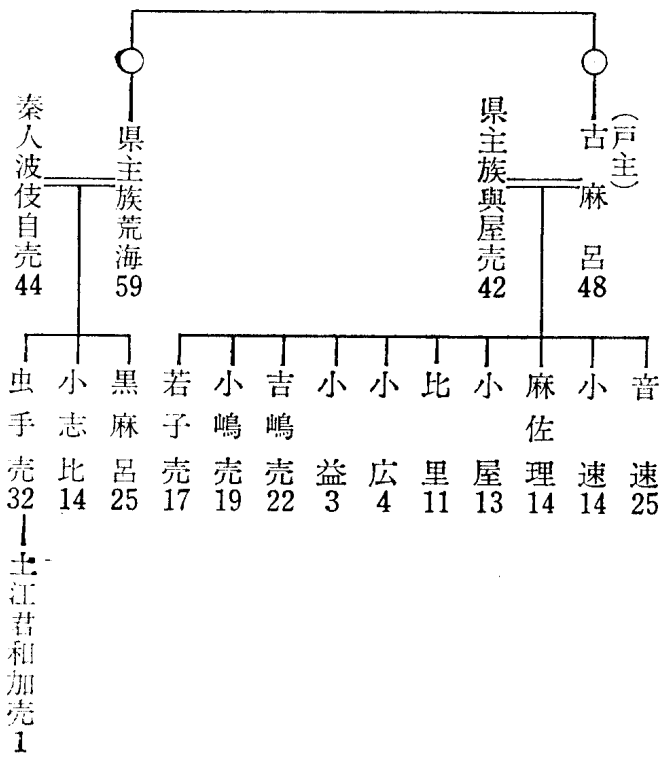
O

戸主 秦人古都の戸（前掲書一一七二）



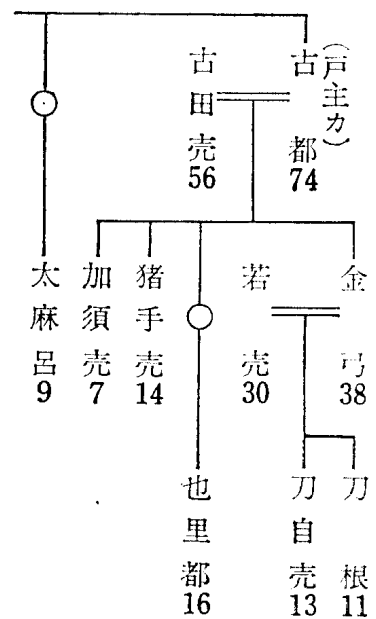
P

戸主 県主古麻呂の戸（前掲書一一九二）



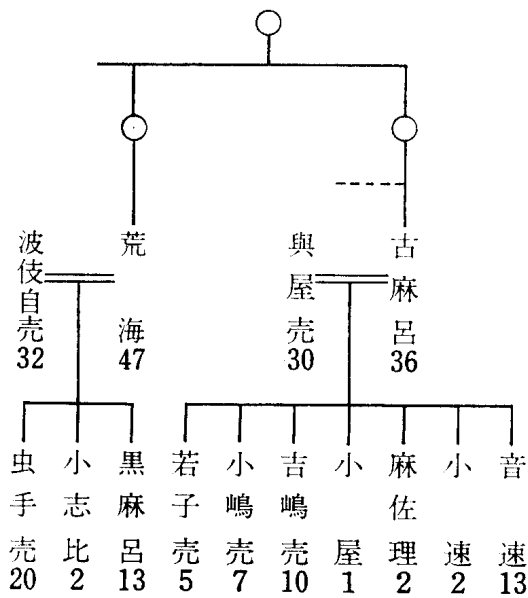
O'

同上 庚寅年籍復原仮想系図

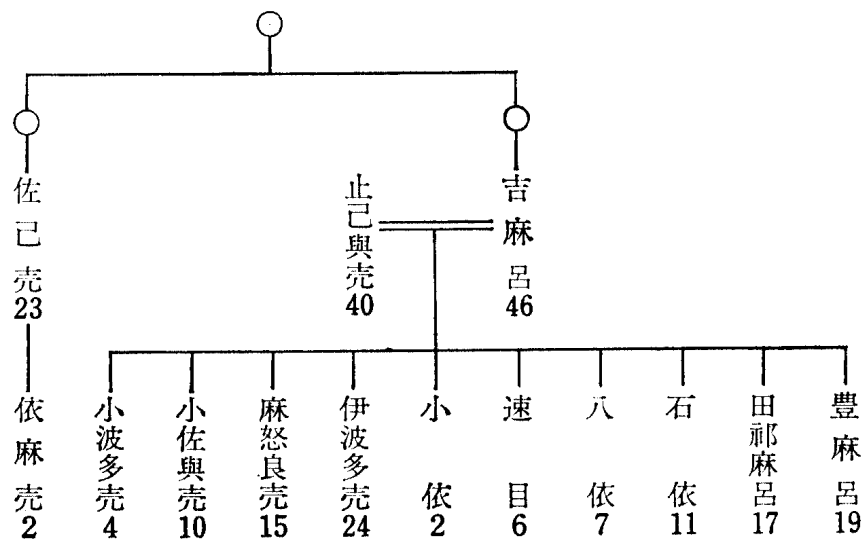
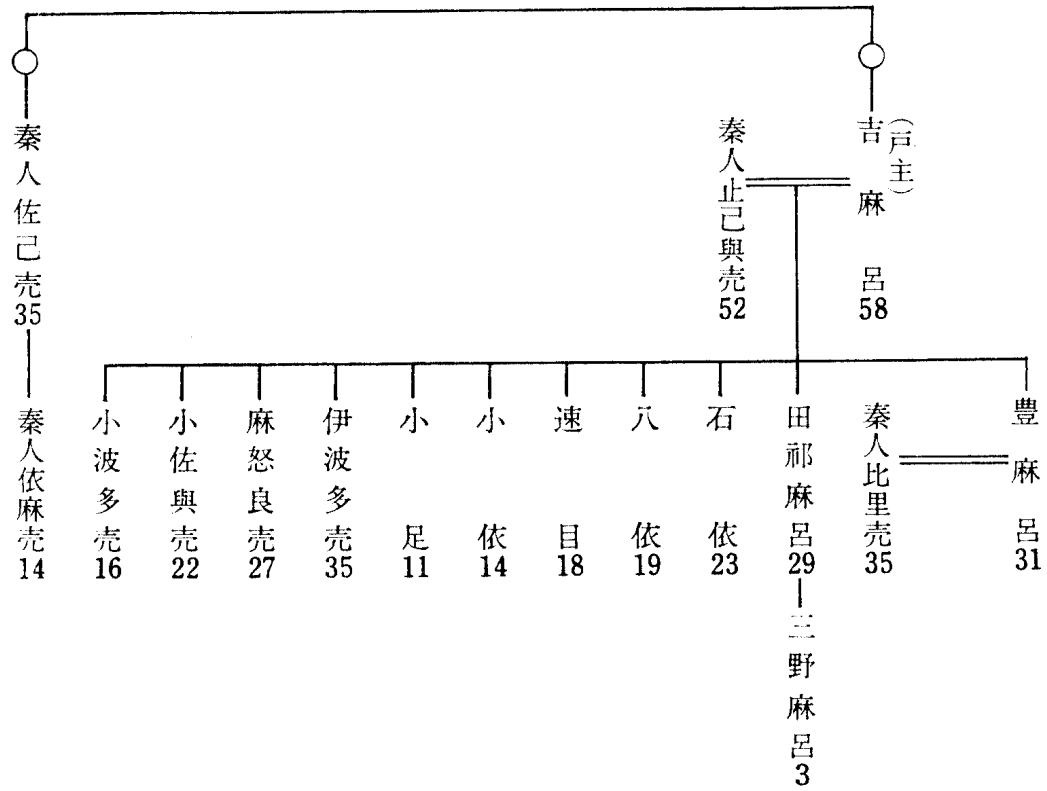


P'

同上 庚寅年籍復原仮想系図

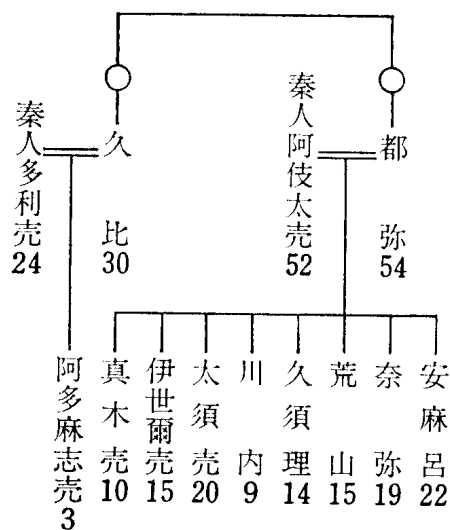


大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）



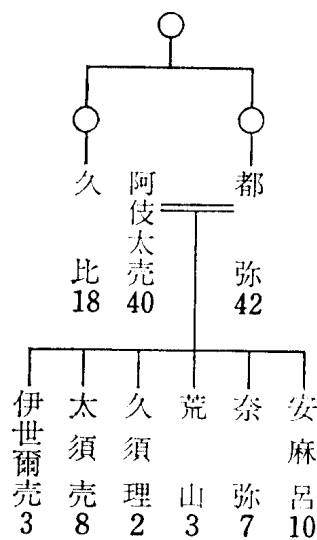
R

戸主 秦人都弥の戸（前掲書一八二）



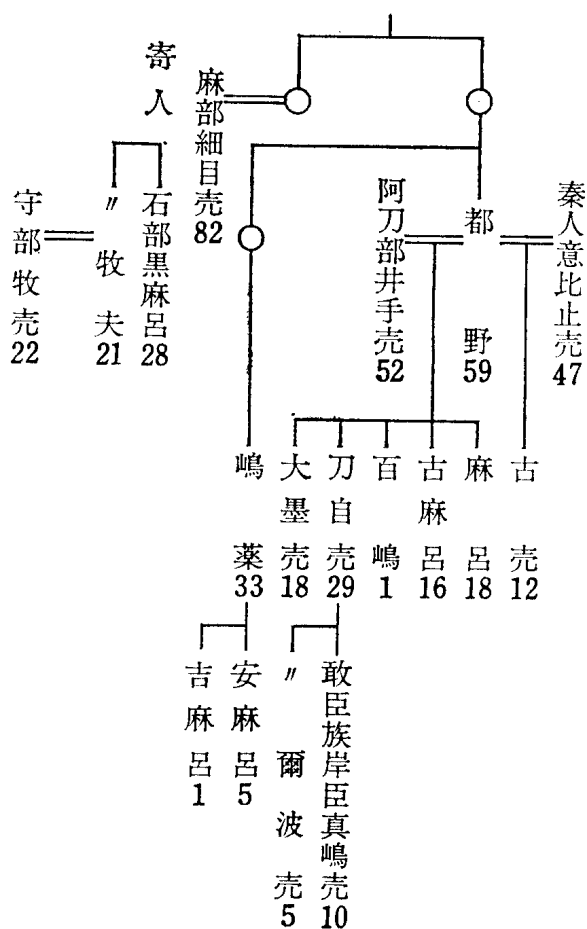
R'

同上 庚寅年籍復原仮想系図



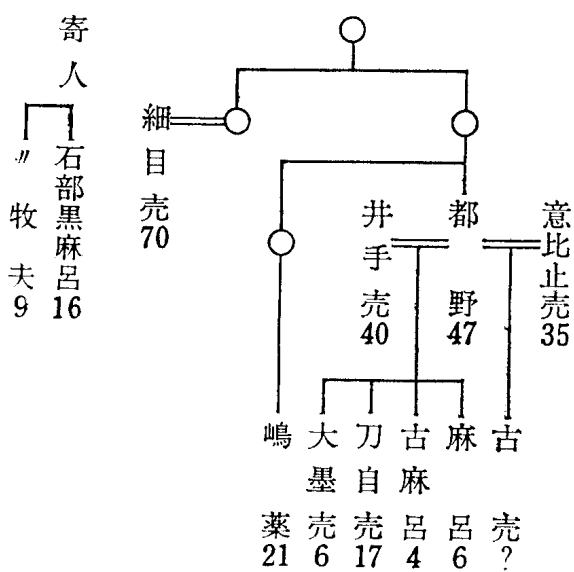
S

戸主 県主族都野の戸（前掲書一五九）

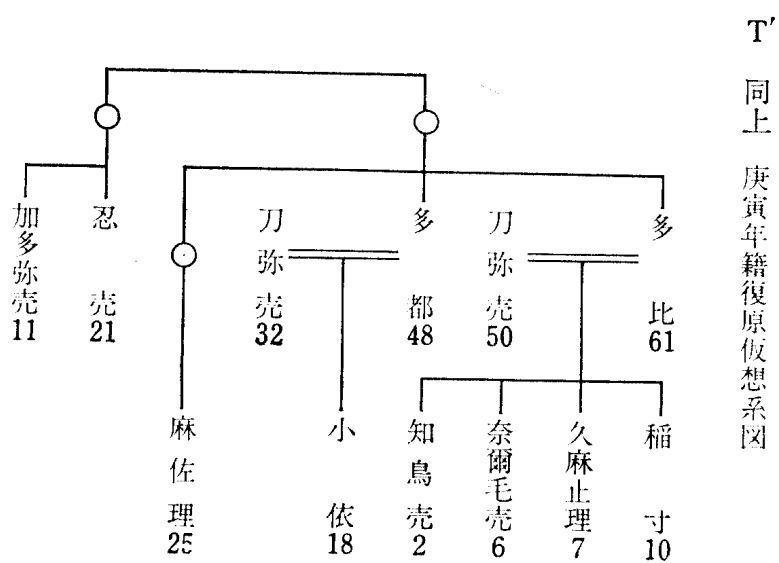
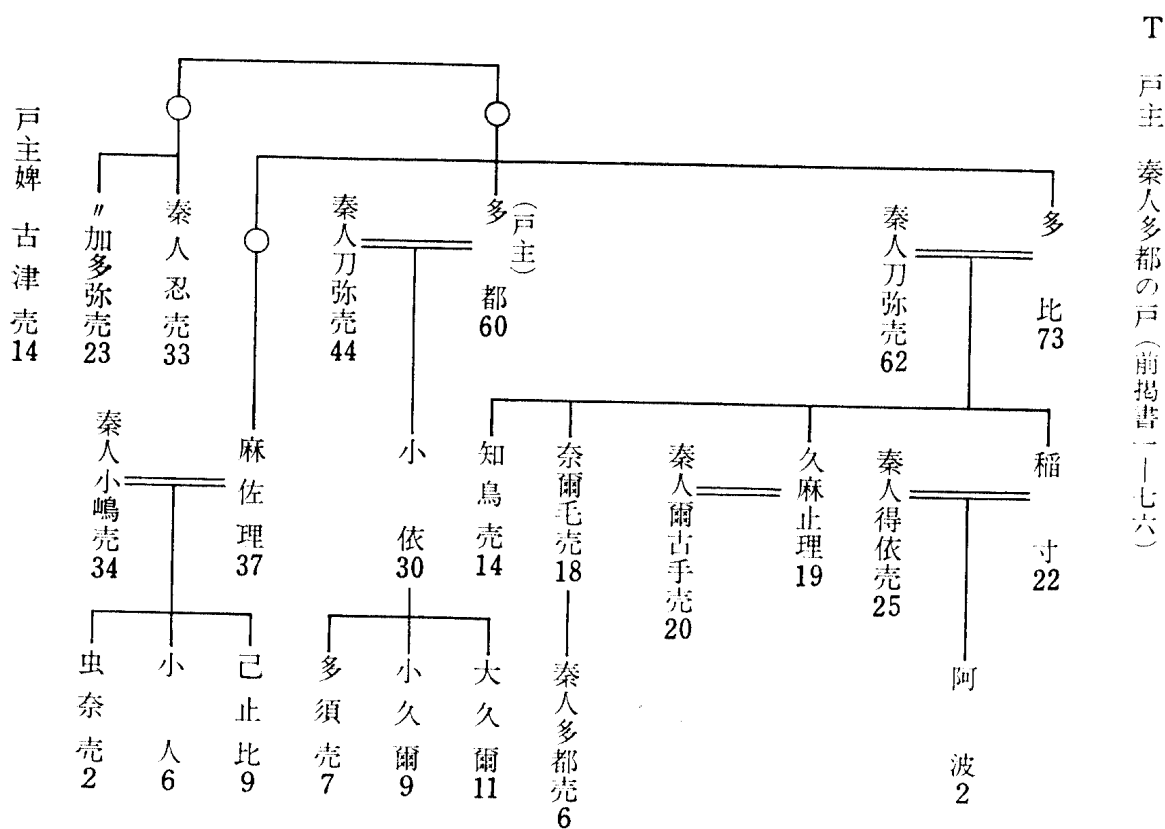


S'

同上 庚寅年籍復原仮想系図

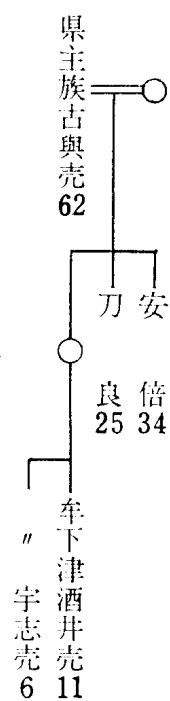


大宝二年御野国半布里戸籍の分析（上）



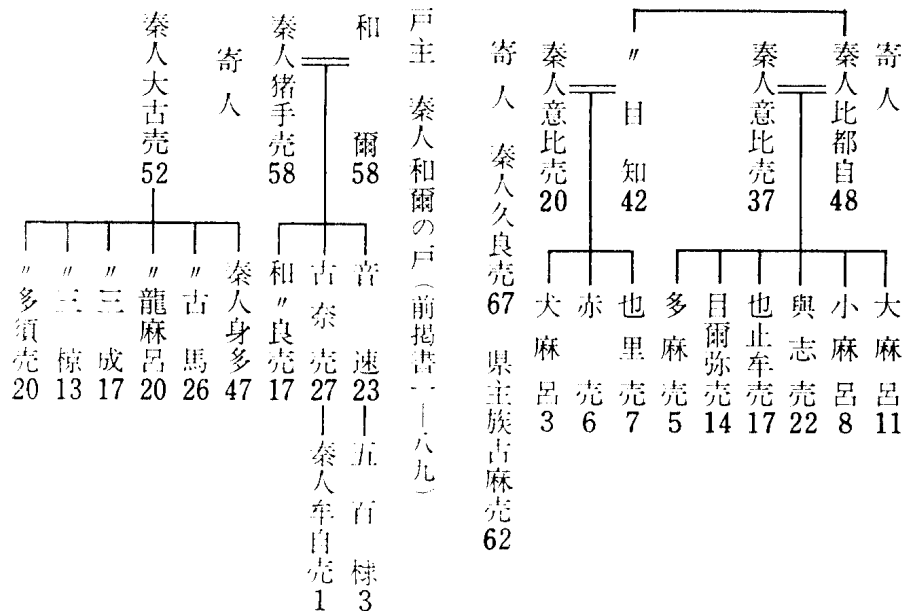
U

戸主 穂積部安倍の戸（前掲書一七三）



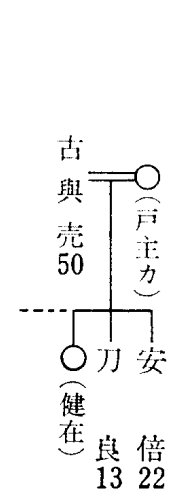
V

戸主 秦人和爾の戸（前掲書一八九）



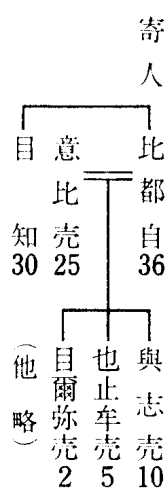
U'

同上 庚寅年籍復原仮想系図一



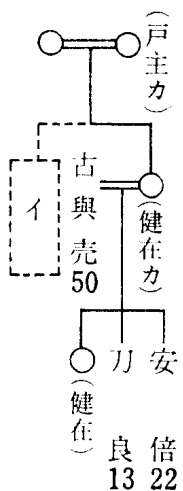
U''

同上 庚寅年籍復原仮想系図二



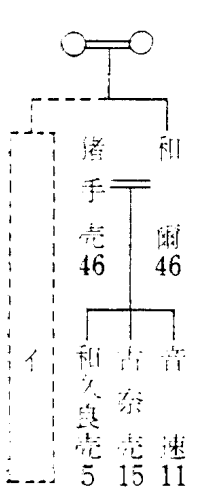
V'

同上 庚寅年籍復原仮想系図一

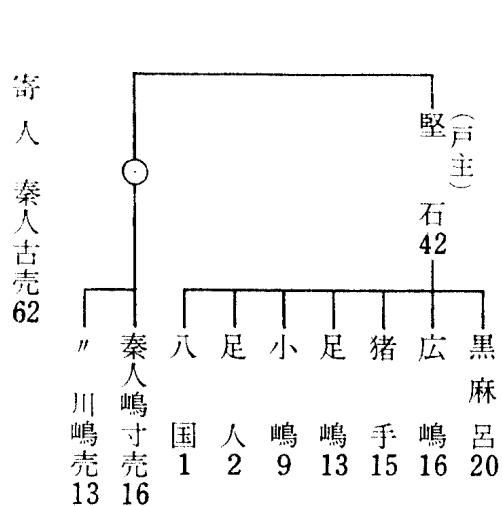


V''

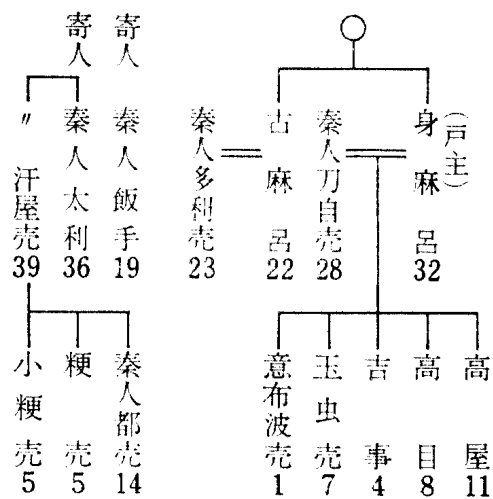
同上 庚寅年籍復原仮想系図二



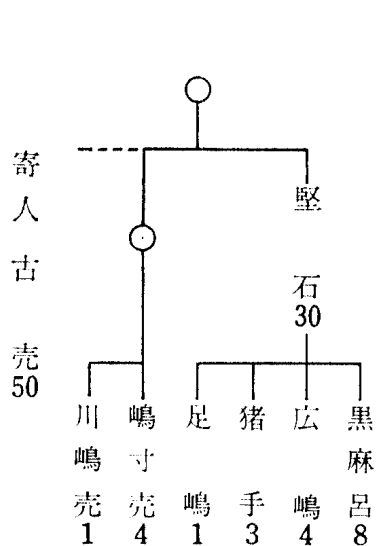
大宝二年御野国半布里戸籍の分析 (上)



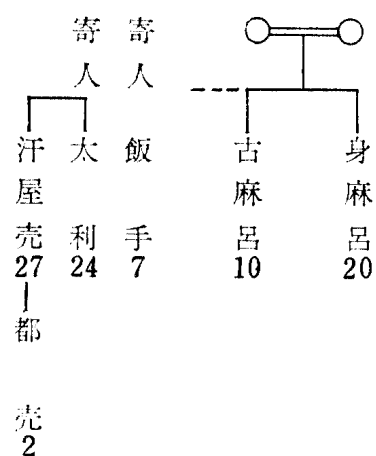
X 戸主 秦人堅石の戸 (前掲書一一八七)



W 戸主 秦人身麻呂の戸 (前掲書一一七二)

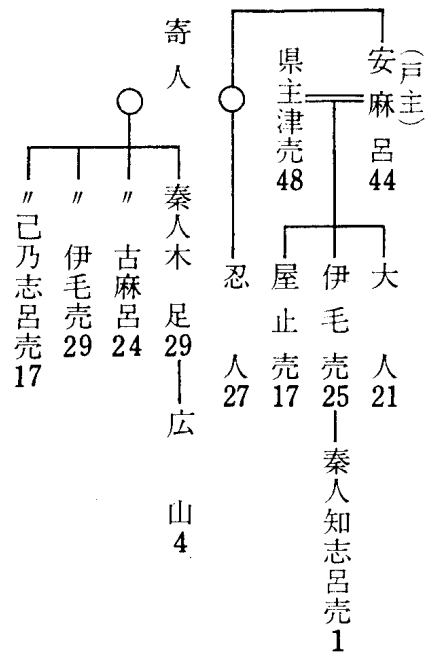


X' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

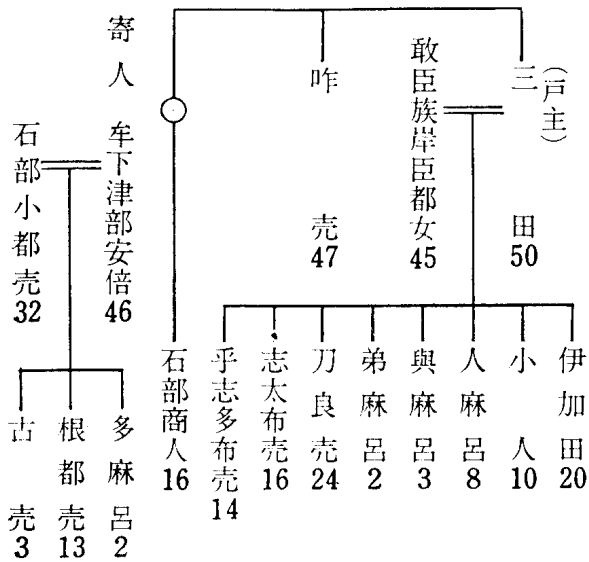


W' 同上 庚寅年籍復原仮想系図

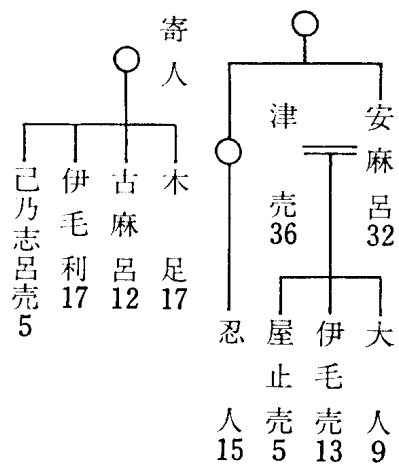
Y 戸主 県主族安麻呂の戸（前掲書一六七）



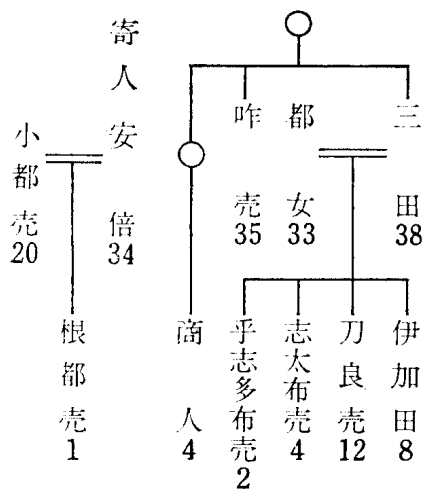
Z 戸主 石部三田の戸（前掲書一五七）



Y' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



Z' 同上 庚寅年籍復原仮想系図



各戸の分析

戸主県主族安麻呂の戸において、まずこの戸の創立年次を考えれば、長女玉売の年令から、庚午年にはすでに安麻呂と古売は結婚して一女玉売1才を儲けていたが、この3名で一戸を構成したとは考えにくいから、庚寅年にその祖戸から分析創立したものと推定される。庚寅年におけるこの戸の家族構成は系図A'の如くであり、安麻呂を中心とした約10名の典型的なA型家族であったと想像される。

その後十二年、この戸は順調な生成発展をとげて、大宝2年には系図AのようなB型の家族構成へと発展した。大宝2年においては、長男の石椅も次男の大石も三男の竜麻呂も妻子各1名を持っていたが、まだそれぞれ独立した一家を創立するには至っていない。すべてで21口、三代を含む大家族であるが、戸主夫妻を中心とした一戸一家はうけていないと考えられる。従ってこの戸は庚寅年～大宝2年を通じて一戸一家であり、また従って法的擬制戸の特色である。なお戸中に、戸主の血縁家族以外には1名の寄人も奴婢も含んでいないことも、この

戸主県主族安多の戸も安麻呂の戸とほぼ同様である。安多らの年令と家族構成の内容から、戸の創立年次が庚午年に遡ることは考えがたく、庚寅年の創立と推定される。同年における家族構成は系図B'のごとく、安多夫妻を中心とした7～8名の典型的A型構成の一家であった。この戸も12年後の大宝2年にはほぼ順調に生成発展し、系図Bのごとく、戸口数13口のB型の家族構成へと発展した。安麻呂の戸とおなじく庚寅年～大宝2年を通じて、この戸も戸主夫妻を中心とした一戸一家であり、従って法的擬制も受けていない。また戸主の血縁家族以外には1名の寄人も奴婢も含めぬ点も安麻呂の戸と共通したこの戸の特色である。

ただ安麻呂の戸と特徴的に異なるのは、安麻呂の戸では戸主の子たちがすべて妻を同籍させているのに対し、安多の戸では長男の志比も次男の小志比も三男の身麻呂もすべて妻を欠いていることである。これは、戸主の子・孫の年令より考えて、戸主県主族安麻呂の戸では、子息たちが結婚直後より夫婦同居し同籍したと考えられるのに対して、本戸の場合は結婚後10年前後に達してもなお夫婦別籍であり、3子とも同様である点から同時に夫婦別居でもあったことを推定させる。このような両戸における婚姿形態の相違は、地域的なあるいは時代的な差等とはなしがたい。また両戸の姓や奴婢・寄人は含まぬ家族構成や無位無官の庶民階級という共通性から社会的階級差も考えられず、安麻呂が妻のほか妾神人大古売をもつ点などを勘案すると、両戸の経済的な相違がもたらしたものかと想像される。

戸主県主族比都自の戸も庚寅年に祖戸より分析して一戸を創立したものと考えられる。この戸の特色の一つは多数の寄人を含むことであるが、戸主家族に限っていえば、庚寅年では系図C'に示したように比都自夫妻を中心に10口余のA型で出発し、大宝2年には系図Cのように外孫女志祁太売らを加えてB型へと発展している。しかし庚寅年・大宝2年を通じて戸主夫妻を中心とした一家族であった。

この戸に含まれた寄人は、県主族古麻呂夫妻を中心とした11口と、県主族都野を中心とする6口の、かなり豊かな血縁グループを構成している。前者は古麻呂夫妻を中心としたすぐれたA型の家族構成を示し、後者は都野の母母里売93才を中心とすればB型であるが、いずれも戸主比都自とは別個の一家を構成し、独自の家庭生活を営んだ可能性が高い。しかし、もし庚寅年の時点から比都自の戸の戸口であったとすれば、その血縁構成は系図C'の示す如くで、古麻呂のグループも都野のグループも単独では自存不能で、比都自一家の被護をうけていた可能性もある。しかし自存不能とは確定できず、両グループとも比都自とは別個の独立した家庭生活を営んでいたが、庚寅年の編戸に際し行政上の都合から3家を一括して一戸とした可能性もある。もしそうとすれば、戸主比都自・寄人古麻呂・同都野の3

グループは本来対等な一家であったことになる。さらにまた、古麻呂も都野も姓は戸主比都自と同姓の県主族である点からは何等かの血縁的つながりが存在した可能性もなくはない。にわかに断定しがたいが、もしあったとすれば、両寄人グループが比都自一家の被護をうけ、あるいは政府が編戸に当って独立した3家を一戸に編貫することを受ける際の、潤滑油的役割を果たしたことが考えられる。

要するに戸主比都自のグループと寄人両グループとの関係は、寄人グループが比都自の戸に編戸された年次ともからんで、右のほかいくようにも想定可能であり、決定的断案を下すことができない。従って、この戸は寄人両グループが戸主家族の従属的家口であるとすれば庚寅年～大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、もしそうでなく戸主と対等な一家であったとすれば一戸Ⅱ三家であったことになる。またもし前者であれば、この戸は法的擬制は受けていないが、後者であれば法的擬制をうけていたことになる。単なる私の心証という蛇足を加えることが許されるなら、この戸は庚寅年においては戸主家族に従属的な両寄人グループを含む一戸Ⅱ一家として発足したが、以後12年間に寄人古麻呂らはしだいに戸主家族から独立した家庭生活を営み得るようになり、戸主とは別個の一家を構成し、大宝2年の時点では一戸Ⅱ二～三家に発展変化したもののよう受けとれる。にもかかわらず寄人古麻呂らが戸主とは別個の一戸を創立しなかったのは、五十戸一里制などの制約や、長らく同籍した両者の歴史的伝統、いまだ完全には脱却しきれない従属的関係の残存などがあったためと考えられる。

右の3戸が庚寅年のA型から大宝2年にはB型に進展したのに対し、庚寅年においてすでにB型の血縁構成をもち、大宝2年にはC型へ進展したのが戸主県主族与津・戸主神人小人・戸主県主族安麻呂・戸主秦人石寸・戸主生野津野麻呂・戸主秦人甲・戸主敢臣族岸臣目太・戸主秦人桑手・戸主県主万得の諸戸である。これらの諸戸は、戸主・戸口の年令や家族構成からみていずれも庚午年に遡ることは無理で、庚寅年にその祖戸から分析独立し、それぞれ一

戸をなしたものと思われる。ただし、この9戸のうち生部津野麻呂の戸のみは、津野麻呂の兄弟を析出した被析出戸（戸主権を祖戸から受け継いだ承継戸）である可能性もある。

右のうち県主族与津・神人小人の両戸は、庚寅年ではそれぞれ与津・小人の父が健在で、戸主は父であり、家口数約10口、家族構成は系図D'・同E'の如くB型であったと思われる。大宝2年には系図D・Eの如く、両者とも父が死亡して戸主権は与津・小人に承継され、そのため家族構成はC型に進展したが、母はなお健在のため、戸主母中心にみればなおB型の家族構成に止まっていた。戸主の血縁家族数はそれぞれ10数口に増加し、戸主の兄弟が妻子をもつて、それぞれ各々の血縁グループを構成し始めているがまだ独立した一家を形成するまでには至っていない。従って、戸主の血縁家族のみをみれば両戸とも庚寅・大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であった。しかし、両戸はいずれも寄人を含んでいて、県主族与津の戸の寄人県主族根麻呂のグループは12口のすぐれた血縁構成をもち、戸主の一家とは独立した独自の家庭生活を営んでいた可能性をもつ。このグループが与津の戸に付戸せられた理由については、右にみた県主族比都自の戸の寄人県主族古麻呂らのグループ同様、さまざまな想定が可能で真実は計り難い。神人小人の戸の寄人は秦人赤安19才ただ1口であるから、これは戸主家族の従属的家口と考えられ、小人の戸は寄人を含んでも一戸Ⅱ一家で何等法的擬制をうけていない。これに対し与津の戸は、寄人根麻呂らのグループが、もし本来戸主家族とは独立した一家をなしていたものであれば一戸Ⅱ二家であり、何等かの法的擬制をうけたものと考えられよう。

県主族安麻呂・秦人石寸の両戸は寄人も奴婢も含まず戸主の血縁家族のみである点共通した特色をもつ。庚寅年では安麻呂・石寸らの父母が健在で、戸主は彼等の父、系図F'・同G'のように家族構成はB型、戸数はいずれも10余口、まずは標準的な一家であったと思われる。以後12年、順調に生成発展して大宝2年には系図F・同Gに示すように、戸口数は17・18口に増大するが、父母は死亡して戸主権は安麻呂・石寸に承継され、C型の血縁構成に進展した

ものと推定される。大宝2年における安麻呂の戸の戸主弟大麻呂、石寸の戸の戸主兄麻呂・弟伎波見の各グループは、戸主と独立した一家を構成した可能性もあるが、その年令・成員数・成員の構成内容などからすれば、むしろこの両戸は庚寅（大宝2年）を通じて一戸Ⅱ一家であった可能性が強い。しかしこの両戸も、和銅・靈龜のころには戸主兄弟のグループはそれぞれ独立し、新たな一戸を創立すべき年次を迎えることが想像される。

生部津野麻呂・秦人甲の両戸は、おのおの戸主婢1口を含む点に共通した特色をもつ。庚寅年においては、県主族安麻呂・秦人石寸などの戸と同様に津野麻呂・甲の父母が健在で父を戸主とした一戸Ⅱ一家であり、系図H'・同I'の示すように戸口数10数口はかなり発達したB型の血縁構成であったと想像される。大宝2年においては、戸主たる父夫妻は死亡して戸主権は津野麻呂・甲に承継され、系図H・同1の如く、C型の家族構成に発展した。もっとも津野麻呂の戸においては、庚寅年において父はすでになく、戸主は津野麻呂自身であったかも知れない。もしそうとすれば同戸は庚寅（大宝2年）を通じてC型であったことになる。大宝2年における戸口数は、生部津野麻呂の戸は戸主妻の連れ子や婢を入れて16口であり、さほどの変化がないのに対し、秦人甲の戸は24口の大家族に発展している。

大宝2年における津野麻呂の戸の戸主弟安津・甲の戸の小麻呂らは、戸主たる兄の家族とは別個の家庭生活を送った可能性もある。もしそうなら大宝2年における両戸は一戸Ⅱ二（三家）に変化していることになる。ただ小麻呂・安津らのグループの構成内容からすれば、なお戸主の一家に止まり、共同生活を送った可能性がより強いから、もしそうとすれば、庚寅（大宝2年）を通じて、両戸は一戸Ⅱ一家であり、法的擬制はまったく受けていないとせねばならない。しかしいずれにせよ安津・小麻呂らのグループは、県主族安麻呂の戸の大麻呂・秦人石寸の戸の伎波見らのグループ同様、いずれ近き将来、戸主家族とは別個の一家を構成し、新たな戸を分析創立すべき時期を迎えるであろう。その時期はおおむね和銅・靈龜のころであろうと推定される。

敢臣族岸臣目太・秦人桑手の両戸は、いずれも単独寄人1口、づつを含む点共通している。寄人はいずれも単独である点から戸主家族に従属的家口であったと考えてよからう。庚寅年においては系図J'・同K'の如く、目太・桑手の父母が健在で、戸主は父であったと思われる。目太の戸は7口、桑手の戸は約10口の成員をもついずれもB型の血縁構成であり、両戸とも一戸一一家であった。大宝2年にはほぼ順調に発展をとげて、系図J・同Kの如く、戸主権は目太・桑手に移ってC型に変化し、秦人桑手の戸は戸口数23口の大家族に発展している。なお両戸とも一戸一一家であり、庚寅〜大宝2年を通じて法的擬制はうけていないと思われるが、桑手の戸の諸手・根猪らのグループは戸主とは別個の一家を形成しつつあった可能性も絶無ではない。いずれにせよこれらのグループは、県主族安麻呂の戸の犬麻呂や秦人甲の戸の小麻呂らのグループ同様、和銅・霊龜のころにはそれぞれ一家を形成し、新たな一戸を創立すべき段階を迎えることになったことと思われる。

戸主県主万得の戸は、姓が県主であること、2口の奴、1グループ6口の寄人を含む点に特色がある。奴2口のうち、音速18才は戸主奴、小竜19才は戸主弟古万の奴と記されている。これはおそらく、前稿に指摘した栗栖田里籍の栗栖田君土方の戸の婢と同様、おそらく父母の死去に際して、二人の兄弟に平等に分与されたものと考えられる。寄人は6口の血縁グループを構成していて、戸主家族とは異った独立した一家であった可能性も絶無ではないが、この里には例のない石上部の姓や、戸主万得の家柄、寄人グループの特に庚寅年における血縁構成の内容をみると、戸主家族に従属的な戸口であった可能性が高いと思う。ともかく本戸も、前の8戸と同様、庚寅年では万得らの父母が健在で、父を戸主とする一家であったと想像される。戸主の血縁家族は系図L'の如く成員数約10口のB型であった。大宝2年では、万得らの父母は死亡し、戸主権は万得に承継され、系図Lの如く成員数13口、C型の血縁構成に進展している。奴のありかたからすると、財産は万得・古万の兄弟に配分されたことも考えられ、古万は戸主たる兄万得と

は別個の一家を構成し、独立した家庭生活を営むようになっていたかも知れない。従って大宝2年のこの戸は一戸Ⅱ一家であった可能性もあるが、一戸Ⅱ二〜三家であった可能性も強い。

戸主梶主族津真利の戸は、庚寅年においては系図M'の如く、C型の血縁構成をもつ成員数10数口の一家族であったと思われる。ただ留意すべきことは、戸主妹麻野売1口を含んだためにC型となったのであって、この1口を除けば津真利夫妻を中心としたB型であった。おそらく庚寅年におけるこの戸は、自身では独立した一戸を構成できない妹麻野売を除く他の戸主兄弟たちのグループを分析々出して、戸主権を祖戸から承けついで承継戸（被析出戸）であったと思われる。大宝2年には順調な生成をとげて、おなじC型ながら23口（寄人2口を含む）の大家族に発展している。寄人は姉妹の2口であるが戸主家族に従属的家口であったと考えてよからう。従って、この戸は庚寅〜大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、法的擬制をうけたことは考えにくい。

戸主梶主族安倍・戸主秦人古都の両戸も、庚寅年においては系図N'・O'の如く、梶主族津真利の戸同様、すでに一家を形成した自己の兄弟たちを分析々出して、戸主権は祖戸から承け継いだ承継戸（被析出戸）であったと思われる。戸主安倍・戸主古都夫妻とその子孫を中心としているが、独自では自存不能な甥、ならびにそのグループを含んでいるために、安倍の戸は、跛行的なD型、古都の戸は跛行的なC型の血縁構成となっている。安倍の戸には寄人1口を含んでいるが、従属的家口と断じてはば誤りなく、庚寅年における両戸は成員数10口余のともに一戸Ⅱ一家であったと推定される。

以後12年間に両戸はともに順調な生成発展をとげ、大宝2年における安倍の戸はおなじD型ながら戸口数27口の大家族に発展し、古都の戸は14口ながら四世代同籍のD型へ進展している。安倍の戸の戸主甥大人のグループは、大宝2年では一家を構え戸主とは別個の家庭生活を営んだ可能性もないではないが、グループの構成内容からすれば独立

自存の可能性はややうすく、県主族安倍の戸は一戸Ⅱ一家であった可能性が強いと思う。秦人古都の戸は庚寅ゝ大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であったと推定される。

戸主県主古麻呂・戸主不破勝族古麻呂・戸主秦人都弥の3戸はいずれも庚寅年の創立と考えられ、庚寅年ゝ大宝2年を通じてE型の血縁構成をもつ、一戸Ⅱ一家である。戸主の血縁者のみから戸口が構成されている点、3戸に共通した特色である。また庚寅年における3戸の血縁構成は、系図P'ゝ同R'の示すように古麻呂・吉麻呂・都弥夫妻を中心とした本来は典型的なA型の一家であるが、単独では独立不能な従父弟妹を含んだためにE型となった、E型としては跛行的なものである。庚寅ゝ大宝2年における3戸の成員数は、古麻呂の戸は14口から18口へ、吉麻呂の戸は14口から17口へ、都弥の戸が9口から13口へとおおむね順調な発展をとげている。このうち、古麻呂の戸の荒海のグループは戸主家族から独立した一家を形成した可能性もある。もしそうとすれば、一戸Ⅱ二家であり、すでに戸を分析々出すべき年次を迎えていることになる。しかし他の2戸は今後なお一世代少なくとも20ゝ30年を経過しなければ新たな戸を分析々出する必要に迫られない。この点眼前に分析々出の時期を迎えた古麻呂の戸や秦人甲・秦人石寸らの戸とは対蹠的な特色をもつといえよう。

戸主県主族都野・戸主秦人多都の両戸は、いずれも庚寅年の創立と考えられる点以前の諸戸と同様である。都野の戸には3口の寄人、多都の戸には1口の婢を含む点にそれぞれの特色がある。これらの寄人・婢は何れも独自で一家を構成したことは考えられず戸主家族の従属的（ないし隷属的）家口と考えてよからう。両戸の血縁構成は庚寅ゝ大宝2年を通じてE型であるが、基本的には都野・多都の戸主夫妻を中心とするC型の血縁家族に、単独では独立不能の叔母ないし従兄妹を含んだためにE型となった、E型としては不破勝族吉麻呂らの戸同様、跛行的なものである。

両戸の戸主血縁者の成員数は、庚寅年から大宝2年に至る12年間に、都野の戸は10口から15口へ、多都の戸は12口

から23口へかなりすぐれた発展をとげ、大宝2年における家族の構成内容は両戸ともかなり複雑になっている。ただ県主族都野の戸は、庚寅く大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家と考えられるのに対して、秦人多都の戸は、大宝2年では系図Tの示すように、戸主兄多比のグループが成員数10口、B型のすぐれた内容を有して、戸主多都の家族とは別個の独立した一家を構成していた可能性があり、一戸Ⅱ二家であった可能性が少くない。従って、県主族都野の戸は庚寅く大宝2年を通じて法的擬制をうけていないのに対し、大宝2年の秦人多都の戸は法的擬制をうけた可能性もくはないということができよう。

戸主穂積部安倍・戸主秦人和爾・戸主秦人身麻呂・戸主秦人堅石・戸主県主族安麻呂・戸主石部三田の六戸は、戸の創立年次がいずれも庚午年に遡ることは不可能で、ほぼ庚寅年と想像されるが、大宝2年の新立戸（被析出戸Ⅱ承継戸を含む）である可能性も高い。例を穂積部安倍の戸にとれば、庚寅年におけるこの戸の家族構成は系図U'・同U''などの場合が考えられ、もしU'とすれば創立年次は庚寅年、系図U''であれば創立年次は持統10年ないし大宝2年と考えられる。

すなわち庚寅年におけるこの戸は、戸主安倍の父母を中心に安倍の兄弟姉妹のみを以て構成された場合と、まだ戸主安倍の祖母が健在で祖父母を中心に戸が構成されていた場合に二大別できるのであって、もし前者であればこの戸は庚寅年において安倍らの一家族がその祖戸から分析して一戸を創立したものと考えられ、戸口数5口ないし7く8口の、おそらくA型の家族構成であったと思われる。もし後者であったとすれば、庚寅年におけるこの戸は大宝2年の安倍の戸からすればなお祖戸にすぎず、安倍らの伯叔父母やその子孫を含んでいたと推定される。大宝2年の安倍の戸にはこれらの傍系親は含まれていないから、安倍らがその祖戸から分析して一戸を創立したのは持統10年か大宝2年と推定されるのである。

家族構成は、もし前者であれば庚寅年にA型で発足し大宝2年にはC型へと発展したことになり、もし後者であれば持統10年ないし大宝2年にC型（戸主母古与売中心に考えればB型）で発足したことになる。またこの戸には多数の寄人を含むことが一つの特色で、寄人久良売、同古麻売の単独寄口は戸主の従属的戸口と考えられるが、寄人秦人比都自らは13口の豊富な家族構成をもち、にわかに戸主の従属的戸口とは断定できない。もし従属的戸口であれば庚寅年〜大宝2年を通じてこの戸は一戸Ⅱ一家であり、もし戸主家族から独立した一家であれば本戸は一戸Ⅱ二家（大宝2年に比都自の弟目知のグループが独立していれば一戸Ⅲ三家）であったことになる。

秦人和尔の戸も同様で、庚寅年における同戸の家族構成は系図V'・同V''などの場合が考えられる。もしV'であったとすれば創立年次は庚寅年と考えられるのであるが、もしV''であったとすればこのような和尔の父を中心とした彼らの祖戸から和尔ら夫妻を中心とした一家が分析々出されて一戸を創立したのは、持統10年ないし大宝2年であったと考えられる。戸主血縁者の構成は、もし前者であれば庚寅年にA型で発足して太宝2年にはB型へ進展したことになる、もし後者であればB型で大宝2年に発足したこと安倍の戸とまったく同様である。またこの戸にも7口の血縁構成をもつ1グループの寄人が含まれており、安倍の戸における寄人比都自のグループ同様、戸主家族の従属的戸口であるか否か速断することはできない。もしこの寄人グループが戸主の従属的家口であれば本戸は庚寅〜大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であり、もし寄人が独立した一家であれば一戸Ⅱ二家であったことになる。

秦人身麻呂の戸もほぼ同様で、一応庚寅年において系図W'のような身麻呂の父を戸主としたA型の血縁構成を以て発足し、大宝2年には身麻呂を中心としたC型に進展したと想定されるが、なお大宝2年にその祖戸から分析独立した新戸である可能性も高い。また身麻呂が大宝2年に戸主権をその祖戸から承継して、自存不能の古麻呂を除く、他の兄弟とそのグループを析出した新立の承継戸（被析出戸）である可能性もある。いずれにせよ、大宝2年における

血縁構成は、古麻呂夫妻を含むため跛行的C型となっている。この戸にも単独1口・5口のグループ計6口の寄人を含んでいる。年令や性別などその構成内容から、ともに戸主家族への従属的家口である可能性が高いが、大宝2年における秦人太利のグループは独自の一家を構成した可能性も絶無ではない。もし前者であれば庚寅〜大宝2年を通じてこの戸は一戸Ⅱ一家であるが後者であれば、大宝2年では一戸Ⅱ二家であったことになる。

秦人堅石の戸は、庚寅年においては系図X'のように堅石父子のグループに自存不能の嶋寸売らを加えたC型の血縁構成の一家であった場合や、堅石の父母が健在で戸主は堅石の父でありB型の血縁構成であった場合が考えられる。前者であれば本戸の創立年次は庚寅年に遡るが、もし後者であれば大宝2年に堅石の兄弟やそのグループを析出して新立戸（承継戸）として発足した可能性が高い。従ってこの戸の血縁構成の展開は、庚寅年にC型（系図X'）で発足し大宝2年もC型（系図X）に止まった場合や、庚寅年には堅石の父母を中心とするB型で発足し大宝2年には父母の死去・戸主権の堅石への承継が行われてC型に変化した場合などのいくつかを考えられて速断はできがたい。ただ寄人は戸主の従属的家口と考えてはば誤りなく、本戸は庚寅〜大宝2年を通じて一戸Ⅱ一家であったと断じてよからう。

県主族安麻呂・石部三田の両戸も、戸の創立年次・戸主血縁者の家族構成・家族構成の発展展開などの諸点は秦人堅石の戸と同様である。またこの両戸に寄人を含むことも同様であるが、両戸の寄人はそれぞれ5口の血縁グループを構成しており、大宝2年では戸主家族とは別個の一家を構成し独立した家庭生活を営んでいた可能性もある。もしこれらの寄人が庚寅年においてすでにこの戸に付戸されていたとすれば、系図Y'・同Z'の通りであり、寄人グループのみで一家を構えたことは考えにくく、戸主家族の従属的家口であったと推定される。従って両戸は、庚寅年においてはともに一戸Ⅱ一家であり、大宝2年には一戸Ⅱ一家であった可能性も一戸Ⅱ二家であった可能性もある。

以上述べたところを一覧表として整理すれば第一表の通りである。

第1表 御野国半布里戸口構成表 (完戸26戸)

戸主名(系図記号)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z
		県主族安麻呂	県主族安多	県主族比都自	県主族与津	神人小人	県主族安麻呂	秦人石寸	生部津野麻呂	秦人甲	敢臣族岸臣目太	秦人桑手	県主万得	県主族津真利	県主族安倍	秦人古都	県主古麻呂	不破族勝吉麻呂	秦人都弥	県主族都野	秦人多都	穂積部安倍	秦人身麻呂	秦人堅石	秦人安麻呂	石部三田	
戸口数	総数	21	13	30	28	16	17	18	16	24	8	23	21	23	27	14	18	17	13	18	24	20	14	15	11	12	17
	正丁	5	4	3	6	3	3	5	4	4	3	5	4	4	5	4	3	4	3	4	4	3	4	3	1	5	2
寄人口数	単独	11																									